

運営委員会決定第4号

令和7年7月31日

農業分野の特定技能外国人の適正な受入れを行うために講じる措置等

本協議会は、出入国在留管理庁から農林水産省に提供された情報の活用方法を下記の第1条から第2条で、本協議会が把握した情報を農林水産省を通じて出入国在留管理庁に情報提供することを第3条から第5条までで定める。

記

第1条 協議会は、出入国在留管理庁から本協議会の事務局である農林水産省経営局就農・女性課に提供された農業分野における改善命令又は欠格事由認定を受けた特定技能所属機関の情報のうち、特に当該協議会における各種取組の促進に寄与すると認められる情報を、特定技能所属機関への指導・助言並びに農業分野における不適正な受入れの防止のための取組及びその周知・啓発に活用する。

第2条 協議会は、出入国在留管理庁から本協議会の事務局である農林水産省経営局就農・女性課に提供された農業分野における行方不明となった特定技能外国人の所属する特定技能所属機関の情報のうち、特に当該協議会における各種取組の促進に寄与すると認められる情報を、特定技能所属機関への指導・助言並びに農業分野における特定技能外国人の行方不明防止のための取組及びその周知・啓発に活用する。

第3条 協議会構成員は、特定技能所属機関に関する不適正な受入れの疑いに関する情報を把握した場合は、協議会事務局に対し、当該情報の提供を行う。

第4条 協議会は、特定技能所属機関に関する不適正な受入れの疑いに関する情報を把握した場合は、農林水産省を通じて出入国在留管理庁に対し、当該情報の提供を行う。

第5条 協議会は、本協議会から構成員が除名された場合は、農林水産省を通じて出入国在留管理庁に対し、当該構成員に関する情報の提供を行う。

第6条 協議会は、第1条又は第2条に基づき提供を受けた情報について、農業

分野における特定技能外国人の適正な受入れの促進を図ることのみを目的として利用し、法令の規定による場合を除き、その他の目的で利用することや、他者に提供は行わないこと及び提供を受けた情報の機密性の保持を確保するものとする。